

発刊のことば

一、二年來の大学紛争を機として、大学の改革問題が朝野で論議されている。大学がどのように改革されようとも大学が研究のための機関であり、教育のための機関であるという大学の本質は変わりないものと思う。したがって大学人たるの任務と責任は、研究者であると同時に教育者たることにある。しかし、戦前の旧制大学では、大学人は教育者であることよりも研究者であることに重きがおかれて、すぐれた研究者は当然すぐれた教育者であると考えられ、多くの大学人は研究者たることに専念して、教育者たる自覚は少く、そのため特別に努力するようなことはなかった。幸いに旧制大学の環境ではそれでも立派な大学人として通っていたのであった。この戦前の大学人についての考え方が戦後の新制大学での大学人の在り方に、そのまま持ちこまれた。しかし、大学の数そのものが著しく増大した上に、大学で収容する学生の数が数十倍になった新制大学では、戦前の研究者即教育者の觀念では、大学の教育を十全たらしめることが困難となってきた。新制大学での大学人は研究者たるの努力とあわせて教育者たるの自覚と精進を要求されてきたのである。

すなわちすぐれた研究者であるための努力だけでは十分でなく、さらに教育者たるための努力が必要となっていたのである。戦後の大学人は、戦前の大学人より倍加した任務と責任をおうていたのである。しかるに実際には戦後の急増した大学人は、この倍加した責任に少しも気がつかず、従来どおり研究者たることに努力しても、教育者

たるの任務を自覚していなかったり、あるいは軽視してきて、そのための努力をほとんど怠ってきた。なかには、研究者たることを装うだけで大学人の地位に安住してきたものが少くなかった。ここに近年の大学紛争の一因があったともいえよう。

しかし、今日の大学で、大学人に教育者たるべき自覚と努力が特に要求されるからといって、そのために大学人が研究者であるための努力を怠ってよいということでは、まったくない。大学人が、すぐれた研究者であらねばならないということは戦前、戦後の大学をつうじての変わらない大学人の姿であろう。わが神戸学院大学法学部は正に発足したばかりであるが、ここに先輩大学の驥尾にふして、研究機関雑誌「神戸学院法学」を発刊する所以も、法学部を構成するわれわれが、まず研究に精進し、その成果を発表してゆくことが、本学部発展の第一の条件であると確信するからである。なお本誌の紙面は、本学部学生諸君の研究発表の場としても用いたいと考えている。

昭和四五年三月三〇日

神戸学院大学法学会長 尾 上 正 男